

# 屋外広告物に関する規制基準の検討について

上嶋 欣也<sup>1</sup>・植原 徹<sup>2</sup>

1 都市計画部門 都市計画・環境系グループ 係長

E-mail:kamishima@shinnihon-cst.co.jp

2 都市計画部門 都市計画・環境系グループ 課長代理（一級建築士）

E-mail:uehara@shinnihon-cst.co.jp

**Key Words** : 屋外広告物、沿道景観、色彩基準、条例改正、景観シミュレーション

## 1. はじめに

近年、景観に関する住民意識が高まり、日常的に目にする沿道景観に対する関心も高まる中、景観構成要素の重要な一部分である屋外広告物も周辺景観との調和や質の向上が求められてきている。

しかし、屋外広告物の現状を見ると、幹線道路沿道などでは大型の広告物が無秩序に乱立し、周辺景観との調和を著しく損なっている場所も多い。

富山県では、こうした状況を踏まえ、「屋外広告物の在り方に関する提言」<sup>1)</sup> をとりまとめ、抜本的に対策の見直しを行っている。その中で、県屋外広告物条例の見直しに着手し、許可基準の見直しや禁止・許可地域の再編等を行った。

弊社では、屋外広告物の現状把握、課題整理、見直し基準検討等を行った。

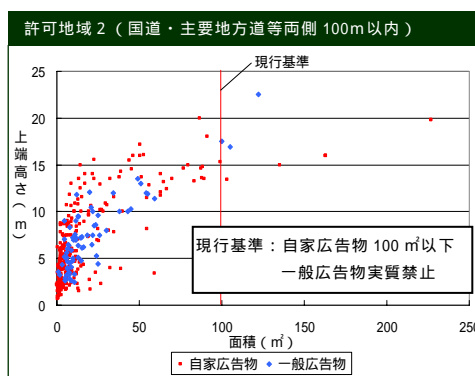


図-2 屋外広告物の現況整理結果

## 2. 富山県屋外広告物条例の問題点

許可基準等を見直すにあたり、屋外広告物行政が抱える主な問題点として、以下の3点が挙げられる。

### (1) 複雑な規制内容

屋外広告物条例による規制は、広告物の立地場所、種類、目的等により細かく定められており、条例から規制内容を読み取ることは困難である。

### (2) 他県に比べ緩い基準

改正前の基準では、個別に大きさや高さの基準が定められ、かつ、他県に比べ緩い基準であった。そのため、規模の大きな広告物が乱雑に立ち並び、沿道景観に大きな影響を与えている。

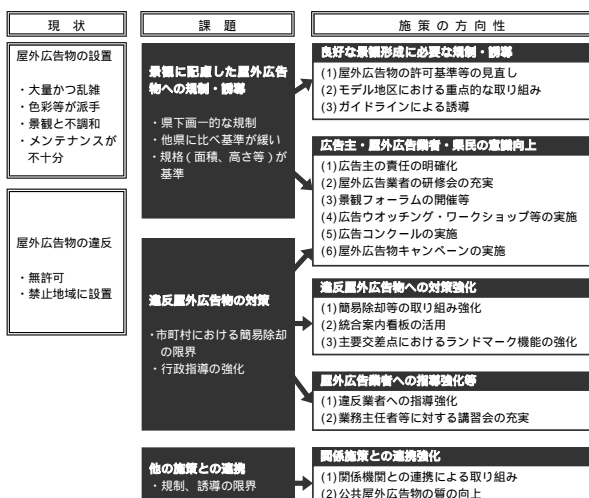


図-1 「屋外広告物の在り方に関する提言」の概要

(3) 屋外広告物に対する県民意識の低さ

県民の沿道景観や屋外広告物の質等に対する関心は高いものの、屋外広告物規制に関する認識度は低く、広告主も違反であることを知らない場合が見受けられる。このことが、禁止地域での屋外広告物の乱立の一因と考えられる。



一事業所等あたりの面積の総量規制を進めた場合のイメージ



色彩を高彩度色から中・低彩度色へ彩度を落とした場合のイメージ

3. 問題点に対する対応策

(1) 基準体系の簡略化

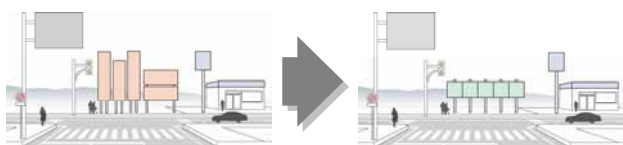
今回の見直しにおいては、立山連峰をはじめとする優れた自然・眺望景観の保全と、良好な沿道景観の形成を目指すという基本方針に基づき、県内を5つの地域区分に整理し直し、地域区分に応じて規制内容に強弱を付けた。地域の景観特性を踏まえ、住民が分かりやすい区分となるよう、表現等にも留意した。

表-1 基準体系の見直し概要

現行		見直し	
区分		区分と規制レベル	考え方
禁止地域	住居専用地域、風致地区等	レベル1	景観の保全上重要な地域
	高速道路等の両側500m	レベル2	地域の良好な景観の保全を優先すべき地域
許可地域	高速道路の両側500mから1,000mまで	レベル3	立山連峰等の眺望景観の保全を優先すべき地域
	国道・主要地方道等両側100m (一般野立広告に限り)	レベル4	田園景観等に配慮すべき地域
	上記を除く許可地域	レベル5	良好な景観と経済活動の利便との調和に配慮すべき地域

(2) 許可基準の見直し・強化

立山連峰等の眺望景観や沿道景観に配慮し、広告物の高さの基準を設けるとともに、面積に総量規制の考え方を導入するなど、高さ、面積、色彩などの面から、基準全般を強化した。基準案を検討する際には、改善前後のイメージ図やシミュレーション写真を作成し、基準値が視覚的にも理解できるように配慮した。



案内誘導広告物の高さ・大きさの統一、統合を進めた場合のイメージ

図-3 改善前後のシミュレーションイメージ図

図-4 改善前後のシミュレーション写真

(3) 条例遵守の実効性の確保

広告主の責任を条例上明確にするとともに、違反者に対する勧告、及びこれに従わない場合の公表制度の導入を検討した。また、条例改正に関する事業者等アンケート調査を実施し、肯定的な意見が多いことを確認した。

4. まとめ

本見直し検討は、富山県の景観審議会の下部組織である屋外広告物部会での議論・提言を踏まえ行われた。部会資料として視覚的に分かりやすい資料の作成に心がけた。

これらの検討結果を踏まえ、2010年7月より改正屋外広告物条例が施行されることとなったが、今後は、新たな規制の適切な運用とともに乱立する違反広告物の撤去に向けた対策を進めることが重要となる。そのためには、広告主を含めた一般住民が、屋外広告物規制に関する理解を深め、住民・事業者・行政が一体となって良好な沿道景観の維持・向上に取り組んでいくことが必要と考える。

参考文献

- 1) 富山県良好な都市景観形成懇談会：良好な都市景観を形成するための屋外広告物のあり方に関する提言，2006